

令和6年第2回

愛北広域事務組合議会定例会会議録

令和6年10月28日

愛北広域事務組合議会

令和6年第2回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

会期 令和6年10月28日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
10月28日（月）	午後2時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開 会</li> <li>○ 会議録署名議員の指名</li> <li>○ 会期の決定</li> <li>○ 諸般の報告</li> <li>○ 議案審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>議案第3号の説明</li> <li>議案第3号に係る決算審査について報告</li> <li style="padding-left: 40px;">精 読</li> <li style="padding-left: 40px;">質 疑</li> <li style="padding-left: 40px;">討 論</li> <li style="padding-left: 40px;">採 決</li> </ul> </li> <li>○ 閉 会</li> </ul>

令和6年第2回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和6年10月28日 午後2時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第3号 令和5年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

会議に出席した者の氏名

第1番	社本 與七 君	第2番	松本 佳子 君
第3番	齊木 一三 君	第4番	杉浦 敏男 君
第5番	間宮 幹男 君	第6番	荒木 孝三 君
第7番	小川 隆広 君	第8番	島田 亜紀 君
第9番	畑 竜介 君	第10番	沼 靖子 君
第11番	大沢 秀教 君	第12番	東 猴史 紘 君
第13番	片山 裕之 君	第14番	石原 資泰 君
第15番	長尾 光春 君	第16番	須賀 博昭 君
第17番	木村 冬樹 君	第18番	片岡 健一郎 君
第19番	谷 平敬子 君	第20番	水野 忠三 君
第21番	堀江 珠恵 君		

会議に欠席した者の氏名

なし

説明のため出席した者の氏名

管理者	久保田 桂朗 君	代表副管理者	澤田 和延 君
識見監査委員	高木 正章 君	会計管理者	若森 豊子 君
事務局長	小松 浩 君	業務課長	村瀬 猛 君
事務局員	新原 達也 君	事務局員	平野 勝庸 君
事務局員	伊藤 新治 君	事務局員	佐橋 竜午 君
事務局員	長谷川 明夫 君		

(開会 午後 2 時 0 0 分)

○議長 (杉浦敏男君)

ただいまから、令和 6 年第 2 回愛北広域事務組合議会定例会を始めたいと思います。

開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、ここに 10 月定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されております案件は、令和 5 年度の決算認定であります。慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

ここで、管理者であります久保田岩倉市長から挨拶をいただきます。

○管理者 (久保田桂朗君)

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、皆様大変ご多用の中、令和 6 年第 2 回愛北広域事務組合議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に提出させていただく案件につきましては、ただいま議長からお話がありましたとおり、令和 5 年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。慎重にご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 (杉浦敏男君)

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は 21 名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

これより令和 6 年第 2 回愛北広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 100 条の規定により、議長において、10 番 沼靖子議員、21 番 堀江珠恵議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会代表者会においてご協議をお願いいたしました結果、お手元に配付いたしました会期案のとおり、本日 1 日間とすることに意見の一致を見ております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（杉浦敏男君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

次に、本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対して出席を求めましたので、ご報告をいたします。

また、監査委員から、令和6年6月から8月分に関する例月出納検査の結果報告、愛北広域事務組合についての主な経過報告の内容等につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第3号 令和5年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 久保田岩倉市長。

○管理者（久保田桂朗君）

議案第3号についてご説明させていただきます。

議案第3号 令和5年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

概要につきましては、事務局長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

それでは、議案第3号 令和5年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明をさせていただきます。

表紙に決算認定と見出しのある資料をお願いいたします。

ここの主な事業内容といたしましては、利用者に関わるもの、単年度事業で重要なものを中心に記載をさせていただいております。

令和5年度の主な事業といたしましては、火葬場事業運営費では、待合室照明器具取替修繕により和室タイプの待合室の照明器具のLED化を行いました。

次に、自動販売機コーナーの設置工事では、令和4年度末で終了した尾張北部聖苑の喫茶コーナーのスペースを自動販売機が設置できるようにいたしました。

ページをはねていただきまして、次にLAN配線工事では、通信ケーブルを敷設し、

尾張北部聖苑の利用者が待合室等でフリーW i - F iを利用してインターネットに接続できるようにいたしました。

次に、し尿処理場運営費では、シーケンサー更新工事によりまして、し尿処理の状況等を監視するシステムの延命化を図るため、シーケンサー及び電源ユニットの更新を行いました。

主な事業の説明は以上となります。

次に、令和5年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページ、歳入をお願いいたします。

歳入合計といたしまして、ページ下段、予算現額5億4,907万円に対し、収入済額は5億4,912万5,774円です。収入済額が予算現額を5万5,774円上回りました。

次に、歳出ですが、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出合計といたしまして、ページ下段、予算現額5億4,907万円に対し、支出済額は5億643万3,794円です。不用額は4,263万6,206円となりました。

それでは、主な執行状況につきまして、歳入歳出決算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお願いいたします。

款1議会費の支出済額は129万8,945円で、前年度より約6万円減額となっております。

この減額の主な理由といたしましては、前年度に行いました議場のLED照明の増設工事が終了したことによるものでございます。

次に、中段の款2総務費の支出済額は5,010万3,246円で、そのうち項1総務管理費、目1一般管理費の支出済額は4,996万6,153円で、前年度より約213万円の増額となっております。

この増額の主な理由といたしましては、節3職員手当等では、令和5年度末に退職した正規職員への総務管理費支出分の退職手当により約110万円の増額。

節13使用料及び賃借料では、当組合も利用しています岩倉市の財務会計システムが令和5年度から新しくなり、ライセンス使用料が必要となったことにより約70万円の増額。

ページをはねていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金では、令和5年度から岩倉市の財務会計システムと人事給与システム等が新しくなり、システムに対する負担金が見直されたことにより約22万円の増額。以上、ご説明したことによるものでございます。

次に、下段の項2監査委員費、目1監査委員費の支出済額は13万7,093円で、

例年どおりの支出となっております。

次に、最下段の款3衛生費の支出済額は4億5,503万1,603円で、ページをはねていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

款3衛生費の支出済額のうち、項1保健衛生費、目1火葬場事業運営費の支出済額は1億7,523万5,687円で、前年度より約693万円の減額となっております。

この減額の主な理由といたしまして、大きく増減のあったものについてご説明をさせていただきます。

節3職員手当等では、令和5年度末に退職いたしました正規職員への保健衛生費支出分の退職手当により約473万円の増額。

節10需用費では、新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症となりましたが、新型コロナウイルス感染症の対応におきまして、国の新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインが令和5年1月6日付で改正されたことから、尾張北部聖苑では同年の1月14日から時間帯を分ける感染対策や夜間火葬の中止など火葬等の取扱いを変更したこと、また、コロナ禍での遺族等の葬儀に対する考え方の変化の影響によりまして、施設全体の水道、電気の使用量が少なくなるとともに、国がエネルギー価格の高騰の影響を受ける家庭や企業等の負担を軽減するために行いました激変緩和措置等による光熱水費の支出減、あと施設修繕が見込みより安価に行えたことによる支出減、これによりまして約1,253万円の減額。

次に、節12委託料では、尾張北部聖苑の待合ロビーの喫茶コーナーが令和4年度末で終了したことに伴い、接待業務が終了したこと、また、大雨警報発令時の予約制限に対応するための予約システム改修業務が終了したこと、これによりまして約86万円の減額。

次、節13使用料及び賃借料では、尾張北部聖苑の利用者が待合室等でインターネットが利用できるようにするためのWi-Fi機器の使用料により約21万円の増額。

節14工事請負費では、令和4年度末で終了いたしました喫茶コーナーのカウンター等の撤去及び自動販売機が設置できるようにするための工事によりまして約207万円の増額。

節17備品購入費では、新型コロナウイルス感染症の感染対策用の空気清浄機の設置、それと経年劣化によりまして不調となりました保管用保冷庫の更新が終了したことによりまして約72万円の減額。以上、ご説明したことによるものでございます。

次に、ページをはねていただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

下段の項2清掃費、目1し尿処理場運営費の支出済額は2億7,979万5,916円で、前年度より約804万円の減額となっております。

この減額の主な理由といたしまして、大きく増減のあったものについてご説明をさせ

ていただきます。

節2給料では、令和4年度末で退職いたしました正規職員1名が再任用職員での雇用となったことにより約220万円の減額。

節3職員手当等では、ただいまご説明した節2給料と同じ理由に加えまして、令和5年度末の正規職員の退職手当が1名分となったことにより約605万円の減額。

ページをはねていただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

節12委託料では、脱水・し渣汚泥搬出及び処分が見込みより少なかったこと、前年度に行いました硝化脱窒素槽のコンクリート劣化度調査が終了したことによりまして約974万円の減額。

節14工事請負費では、し尿処理の状況等を監視するシステムの部品が期待寿命を迎えたことから、既存機器の延命化を図るため、優先頻度の高いシーケンサー及び電源ユニットの更新を行ったことによりまして1,287万円の増額。

以上、ご説明させていただいたことによるものでございます。

次に、下段の款5項1目1予備費につきましては、充用はありませんでした。

歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

事項別明細書、戻っていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金の収入済額は4億8,908万1,000円で、その内訳といたしましては、節1議会運営費負担金56万8,000円、節2共通経費運営費負担金5,054万3,000円、節3火葬場事業運営費負担金1億5,360万8,000円、節4し尿処理場運営費負担金2億8,436万2,000円となっております。

なお、備考欄に節区分ごとの各市町の内訳を掲載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、款2使用料及び手数料の収入済額は2,751万220円で、そのうちの項1使用料、目1衛生使用料の収入済額は2,750万20円となっており、これは主に火葬炉などの尾張北部聖苑の使用料でございます。

その内訳といたしましては、節1保健衛生使用料2,748万6,290円は、尾張北部聖苑の火葬炉をはじめとする施設使用料と行政財産目的外使用料で、目的外使用料といたしましては、電柱、支柱等でございます。備考欄には、その内訳を記載させていただいております。

次に、節2清掃使用料1万3,730円は、し尿処理場行政財産目的外使用料で、愛北クリーンセンターの管理棟の自動販売機と支柱等でございます。

次に、項2手数料、目1衛生手数料です。

ページをはねていただきまして、4ページ、5ページ上段をお願いいたします。

節1 保健衛生手数料1万200円は、火葬証明再発行手数料となっております。

次に、款3 財産収入の収入済額は38万3,900円で、これは主に尾張北部聖苑の1階待合ロビーの一部を自動販売機の設置場所といたしまして民間事業者へ貸し付けたことによる収入でございます。

次に、款5 繰越金の収入済額は3,199万6,808円で、備考欄にありますように、議会をはじめ、各運営費におけるそれぞれ令和4年度からの繰越金となっております。

次に、款6 諸収入の収入済額は15万3,846円で、主に尾張北部聖苑及び愛北クリーンセンターの自動販売機の電気使用料等でございます。備考欄には、その内訳を記載させていただいております。

共通経費雑入は、再任用職員2名分の雇用保険料の個人負担分となります。

火葬場事業雑入は、尾張北部聖苑の自動販売機の電気・水道使用料金となります。

し尿処理場事業雑入では、愛北クリーンセンターの自動販売機の電気使用料金となります。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、少し飛びまして16ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出決算額の差引額と同額となっております。

最後に、17ページからは財産に関する調書でございますが、令和4年度からの変更はありませんでしたので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

それでは、監査委員から決算審査について報告を求めます。

高木監査委員。

○識見監査委員（高木正章君）

監査委員を代表して、決算の審査結果をご報告させていただきます。

令和6年8月27日火曜日、愛北クリーンセンター2階中会議室において、令和5年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、併せて関係職員の説明を求め、審査をいたしました。

審査の結果、歳入歳出決算書は関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、正確であり、予算は適正に執行されていることを認めました。

以上で、決算審査の報告を終わります。

○議長（杉浦敏男君）

以上で、議案の提案説明が終わりました。

なお、例年ですと、ここで決算特別委員会に付託の上、審査しておりましたが、議会代表者会において報告したとおり、今年度の決算特別委員会は提案等がなかったので開催せず、本会議内で審議を行うこととなっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案精読のため暫時休憩といたします。

(休憩 午後 2時25分)

(再開 午後 2時35分)

○議長（杉浦敏男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第3号の議案審議を行います。

議案第3号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（杉浦敏男君）

畑議員。

○9番（畑 竜介君）

9番 畑竜介です。

第3号議案について1件質疑させていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書15ページをお願いいたします。

款3衛生費、項2清掃費、目1し尿処理場運営費の節12委託料についてお伺いいたします。

ここに、し渣汚泥搬出だとかし渣汚泥処分委託料等々、汚泥等の委託料が載っておりますが、先ほど書類を見させていただいたところ、この委託に関しては2つの業者に分けているということが分かりました。内容については、リスク分散のために2者に分けているということが書いてありましたので、それについては理解しました。

そこで、今回この2者に随意契約をしているようなんですけれども、金額的にいうと入札の案件ではないかなと思うんですが、ここが今随意契約になっている理由についてお尋ねいたします。

○議長（杉浦敏男君）

事務局、お願いします。

○事務局長（小松 浩君）

まず、今ご質問にございましたとおり、こちらは2つの事業者をお願いをしておりますが、ご質問にありましたとおり、リスク分散、今まさに、先週もこの地域ですと震度2の地震、あと今また台風21号が日本の南海上にありまして、そういった風水害の災害等、そういった災害なども踏まえて、リスク分散のために2つの業者をお願いをして

いるものでございます。

また、随意契約をお願いをしておりますが、こちらにつきましては、当処分につきましては、あらかじめこのし渣を持っていく市町村に対しまして受託者の氏名等をまず通知する必要がございます。また、組合といたしましては、その市町村に対しまして事前に協議をする必要がございますので、その協議を踏まえた事業者に対して委託をしていく必要がございますので、こちらのほうは随意契約での契約とさせていただいているところでございます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（杉浦敏男君）

畑議員。

○9番（畑 竜介君）

ありがとうございました。

随意契約ということで理由をいただきましたが、この2つの業者を見ると、やっぱり単価がそれぞれ違うもんですから、見積り等々はほかに場所を取れないのかどうかということをもう一件再質疑をお願いします。

○事務局長（小松 浩君）

見積りににつきましては、こういった事業を受託できる事業者を調べましてお願いをしているところでございます。

この見積りに関しても、その事業者によりまして、やはり運搬料、場所のところ、場所により運搬料が違うとか、そういった部分で違う部分もございまして、できる限り支出が少ないようなところをお願いしているところでございますが、やはり先ほど言いましたように、リスク分散をするためには、どうしても西、東、少し場所を変えた形で事業者を選定する必要がございますので、そういったことも踏まえてしっかりと見積徴取して委託をさせていただいている状況でございます。

○議長（杉浦敏男君）

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

(質疑なし)

○議長（杉浦敏男君）

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

議案第3号について討論を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（杉浦敏男君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第3号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（杉浦敏男君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり認定することに決しました。

以上で本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たりまして、着座にて一言挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、議事運営に格別のご協力を賜り、適切な議決をされ、閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

当局におかれましては、今回の定例会の内容を十分尊重されまして、組合の運営に万全を期されますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではありますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、管理者であります久保田岩倉市長に挨拶をいただきます。

○管理者（久保田桂朗君）

本日は慎重にご審議を賜り、また適切なるご議決を賜りましたことに、心より厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

議員の皆様方から賜りましたご指摘箇所、ご指摘事項につきましては、今後の組合運営におきまして十分尊重し、対処してまいりたいと存じます。

朝晩、日ごとに冷え込んでまいります。議員の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、一層ご活躍されますことをお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（杉浦敏男君）

ありがとうございました。

これをもって令和6年第2回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後 2時42分)